

令和7年度特定子ども・子育て支援施設等の実地指導結果

第1章 実地指導の方針

1 実地指導の意義と目的

子ども・子育て支援法に基づく子育てのための施設等利用給付について、市から確認を受けた施設等（幼稚園（特定教育・保育施設であるものを除く。）、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のこと。以下同じ。）を対象に、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第62条までの遵守及び施設等利用費の支給事務の適正性の確保を目的に実施しています。

市では、子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第14条及び第58条の8並びに盛岡市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱並びにその他関係法令の規定に基づき、施設等を訪問して行う実地指導と、講習等の方法で行う集団指導を実施しています。

2 実地指導実施の経緯

市では、令和元年に「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について（令和元年11月27日付け府子本第689号・元文科初第1118号・子発1126第2号）」が内閣府等から発出されたことに伴い、令和3年度に盛岡市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱を制定し、同年度から実地指導を実施しています。

3 実地指導の実施方針

指導は、盛岡市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱に定める基準に従い、運営基準等第53条から第62条までの規定について周知を徹底するとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図ることを重点に置いて、計画的に実施しています。

また、指導に当たっては、各施設等の自主的な運営方針等を尊重し、表面的な指摘に留まることなく、問題の発生原因及び改善方策を明らかにするとともに、継続的な指導を行う中で施設等の自主的な改善が図られるよう、より具体的な指導を心掛けています。

4 令和7年度特定子ども・子育て支援施設等の指導に係る重点事項

I 特定子ども・子育て支援の提供に係る費用の請求について

- (1) 利用料・特定費用及び施設等利用費に係る請求等の状況
- (2) 利用料・特定費用の受領に係る領収証の発行状況

II 特定子ども・子育て支援施設等の運営に係る記録の整備について

- (1) 特定子ども・子育て支援の提供記録の整備状況
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等に係る職員、設備及び会計に関する諸記録の整備状況

第2章 実地指導の結果

1 指摘事項の概要（令和8年3月31日現在）

対象施設等数	81施設等
実地指導実施施設等数	20施設等

項目		施設等数	割合
文書指摘・口頭指導【あり】の施設数		3施設等	15.0%
(内訳)	文書指摘のみ	(1施設等)	(5.0%)
	口頭指導のみ	(1施設等)	(5.0%)
	文書指摘及び口頭指導	(1施設等)	(5.0%)
文書指摘・口頭指導【なし】の施設数		17施設等	85.0%
実地指導実施施設等数		20施設等	100.0%

<指摘事項の内容及び件数>

指摘事項詳細	文書指摘	口頭指導	合計件数	割合
1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	0件	0件	0件	0.0%
2 利用料及び特定費用の額の受領	0件	0件	0件	0.0%
3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	1件	0件	1件	25.0%
4 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	0件	0件	0件	0.0%
5 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	0件	0件	0件	0.0%
6 秘密保持等	0件	2件	2件	50.0%
7 記録の整備	0件	0件	0件	0.0%
8 届出	0件	0件	0件	0.0%
9 電磁的記録等	1件	0件	1件	25.0%
合計件数	2件	2件	4件	100.0%

参考：指導内容の区分

文書指摘	施設、事業所等の運営上重要と認められるものや、不適切な処理でその及ぼす影響が大きいものについて文書で結果の通知を行い、指摘事項に係る改善又は是正の状況について、期限（概ね30日以内）を付して報告書により求めるものです。
口頭指導	文書指摘以外の不適切な処理で、自主的な改善又は是正を促し、次回の立入指導等の際に確認を行うものです。口頭指導についても文書で結果の通知を行いますが、改善状況等について報告書での提出は必要ありません。

2 主な指摘事項

令和7年度における指摘事項及び今後の実地指導において指摘が想定される事項を紹介します。

番号	分類	指摘内容	項
1	教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	保存すべき特定子ども・子育て支援の提供の記録について、不足がある、又は実態と整合していない。	4
2	利用料及び特定費用の額の受領	明示すべき特定費用の額について、不足がある、又は実態と整合していない。	5
3	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。	8
4	秘密保持等	施設等利用給付認定子ども若しくはその家族の秘密又は情報の取扱いについて、必要な措置が講じられていない、又は不足がある。	11
5	電磁的記録等	施設等利用給付保護者に対して、書面等の交付に代えて電磁的方法により当該書面等に記載すべき事項を提供しようとするときの対応が適正に行われていない。	13

番号1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録

指摘内容

保存すべき特定子ども・子育て支援の提供の記録について、不足がある、又は実態と整合していない。

指摘例

保存すべき特定子ども・子育て支援の提供の記録について、特定子ども・子育て支援を提供した時間帯が記載されていない事例を確認したので、特定子ども・子育て支援を提供した際は、当該時間帯に漏れがないように記録すること。

解説

運営基準第54条において、「特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。」と規定されています。

特定子ども・子育て支援を提供した際は、園日誌や保育日誌等により、当該事項を記録してください。

また、運営基準第61条第2項に基づき、当該記録については、その完結の日から5年間保存する必要があります。

改善方法

- ・ 特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、具体的な内容その他必要な事項について記録しているか確認する。
- ・ 当該記録について、その完結の日から5年間保存しているか確認する。

根拠法令等

○運営基準第54条（教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録）

特定子ども・子育て支援提供者（法第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

○運営基準第61条（記録の整備）

- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、第五十四条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第五十八条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

番号2 利用料及び特定費用の額の受領

指摘内容

明示すべき特定費用の額について、不足がある、又は実態と整合していない。

指摘例

特定子ども・子育て支援の提供に係る次の特定費用について、重要事項説明書等の書面により明示されていない（又は明示されているが実態と整合していない）ことを確認したので、明示すること。

- ・ 食事の提供に要する費用（一時預かり事業に係るおやつ代）

解説

運営基準第55条第2項において、特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者から特定費用（子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用。以下同じ。）の額の支払を受ける際は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得るよう示されています。

なお、特定費用に該当する費用は次のとおりです。

【特定費用の種類】（※）

- ① 日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用（日用品代、文房具代等）
- ② 特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用（行事参加費等）
- ③ 食事の提供に要する費用（食材料費、副食費等）
- ④ 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用（送迎費等）
- ⑤ その他特定子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

（※） ①から⑤までに掲げる費用の額の支払を受ける際は、当該支払を求める金銭の用途、当該支払を求める金銭の額、当該支払を求める理由について、保護者に対して書面により明らかにした上で、支払を受ける必要があります。

また、上記のとおり同意を得た後に、当該特定費用に変更があった場合についても、その変更に合わせて書面を変更した上で、**施設等利用給付認定保護者に対し、変更内容を説明し同意**

を得る必要があります。

特定費用を重要事項説明書等の書面に記載する際は、下記の例を参考として、利用料等の額との合算額ではなく、受け取る特定費用の額自体を明らかにして記載してください。

【例】

土曜日における特定子ども・子育て支援の提供に際し、施設等利用給付認定保護者から1,700円（うち1回当たりの利用料：1,500円／副食費：200円）受け取る場合

- 利用料：1,500円 副食費：200円
- 利用料等：1,700円（うち副食費200円を含む。）

- × 利用料：1,700円
- × 利用料等：1,700円（うち副食費を含む。）

※書面による提供や保護者からの同意は、運営基準第62条による電磁的方法に代えて差し使えません。

(番号5参照)

改善方法

- ・ 特定費用は上記項目（5ページ【特定費用の種類】）に含まれているか確認する。
- ・ 特定費用の使途、額、求める理由は重要事項説明書等の書面により明らかにされているか確認する。
- ・ 特定費用について記載された書面の内容が実態と整合しているか確認する。
⇒変更が必要であれば、適切な変更手続きを行う。
- ・ 電磁的方法により重要事項を提供する場合には、保護者に対し、あらかじめ、電磁的方法の種類及び記録の方式を示した上で承諾を得ているか確認する。
- ・ 保護者から同意を得た記録を施設等に保管しているか確認する。

根拠法令等

○運営基準第55条（利用料及び特定費用の額の受領）

- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

○運営基準第62条（電磁的記録等）

（番号5参照）

番号3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

指摘内容

領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。

指摘例

利用料等の支払を受ける際に、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない事例を確認した。今後は、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額及びその他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した当該証明書を、施設等利用給付認定保護者に対して交付すること。

解説

運営基準第56条において、特定子ども・子育て支援提供者は、利用料等（特定費用を含む。以下同じ。）の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対して、**領収証**及び**特定子ども・子育て支援提供証明書**を交付しなければならないと示されています。

この場合の領収証については、口座引き落とし等の利用明細又は領収印等のある集金袋により代替することも可能ですが、利用料と特定費用の額については、それぞれ区分して記載する必要があります。（番号2参照）

また、特定子ども・子育て支援提供証明書については、次に掲げる項目を記載し、交付する必要があります。（※）

【特定子ども・子育て支援提供証明書に記載する項目】（※）

- ① 特定子ども・子育て支援を提供した日
- ② 特定子ども・子育て支援を提供した時間帯
- ③ 特定子ども・子育て支援の内容
- ④ 特定子ども・子育て支援の提供による費用の額
- ⑤ その他施設等利用費の支給に必要な事項

（※） 市様式を使用し、必要事項が適正に記載されている場合、上記①から⑤については全て満たします。

なお、令和4年4月1日より、施設型給付を受けない幼稚園の利用に係る施設等利用費を法定代理受領する場合、また、預かり保育事業の利用に係る施設等利用費を法定代理受領する場合においては、領収書の交付のみが必要（特定子ども・子育て支援提供証明書の交付は不要）となりました。

ただし、幼稚園若しくは預かり保育事業の利用に係る施設型利用費を償還払いとする場合は、領収書及び当該証明書の交付が必要となります。

改善方法

・領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか確認する。

※ 幼稚園及び認定こども園若しくは預かり保育事業の利用に係る施設等利用費を法定代理受領する場合は、領収証を交付するもの。

・領収証に利用料と特定費用の額が区分して記載されているか確認する。

※ 特定費用を受けていない場合は、利用料のみ記載するもの。

・特定子ども・子育て支援提供証明書に上記項目（8ページ【特定子ども・子育て支援提供証明書に記載する項目】）が含まれているか確認する。

根拠法令等

○運営基準第56条（領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付）

特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第二項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

○運営基準第56条（第57条において準用）（領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付）

特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第二項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

- 2 法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける特定子ども・子育て支援提供者は、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等であ

る認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第七条第十項第五号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。

番号4 秘密保持等

指摘内容

施設等利用給付認定子ども若しくはその家族の秘密又は情報の取扱いについて、必要な措置が講じられていない、又は不足がある。

指摘例

小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他機関への子どもの情報提供について、文書により保護者の同意を得ていないことを確認した。子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ること。

解説

運営基準第60条第2項において、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすこと（以下「秘密漏洩」という。）がないよう、必要な措置を講じなければならないことが示されています。

秘密漏洩については、就業規則に当該内容を規定する、又は職員と誓約書を交わす等の措置を講じることとしてください。

また、同条第3項において、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供（以下「情報提供」という。）する際には、あらかじめ、文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならないことも示されています。

情報提供に当たっては、あらかじめ、当該保護者と同意書を交わす等により同意を得ることとしてください。

なお、保育所児童保育要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録及び認定こども園こども要録については、第三者提供について保護者の同意は不要です。

※文書による同意は、運営基準第62条による電磁的方法に代えて差し使えありません。

(番号5参照)

改善方法

- ・ 秘密漏洩について、必要な措置を講じているか確認する。
- ・ 情報提供に当たって、あらかじめ、文書により保護者の同意を得ているか確認する。

根拠法令等

○運営基準第60条（秘密保持等）

特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上

知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

○運営基準第62条（電磁的記録等）

（番号5参照）

番号5 電磁的記録

指摘内容

施設等利用給付保護者に対して、書面等の交付に代えて電磁的方法により当該書面等に記載すべき事項を提供しようとするときの対応が適正に行われていない。

指摘例

電磁的方法による重要事項説明書の交付に当たり、次の事項について、保護者に対し事前に説明し承諾を得ていないことを確認したので、当該説明を適切に行い、文書又は電磁的方法により承諾を得ること。

- ・電磁的方法の内容
- ・ファイルの方式 (pdf、word等)

解説

運営基準第62条第2項から第6項までにおいて、施設等利用給付認定保護者（以下、「保護者」とする。）への説明や保護者からの同意の取得等のうち当該運営基準上で書面等により行うことが規定されているもの（番号2 特定費用の額等の明示 など）について、保護者の承諾を得られた場合のみ、書面等に代えて**電磁的方法**（電子メール添付による送信やWEBアプリケーション・スマートフォンアプリ等による供覧、DVD-ROM等の交付など、電子データを提供する方法）によって対応することができるが示されています。

電磁的方法により対応する場合は、あらかじめ以下の事項について保護者に説明し、文書又は電磁的方法による承諾を得る必要があります。保護者から同意を得た場合には、同意を得た年月日及び保護者の署名等の記録を施設等に保管してください。なお、承諾が得られなかった分については、引き続き書面により対応する必要があります。

また、電磁的方法により対応する場合は、必ず印刷できる形式で提供する必要がありますことにも留意してください。

【電磁的方法により対応する場合、保護者に対し承諾を得なければならない項目】

- ① 使用する電磁的方法の内容
- ② ファイルの方式

改善方法

- ・運営基準に規定されている事項のうち、書面等に代えて電磁的方法により対応している事例があるか確認する。
- ・電磁的方法により対応している場合、あらかじめ内容及びファイルの形式について保護者へ説明し、文書又は電磁的方法により承諾が得られているか確認する。

根拠法令等

○運営基準第62条（電磁的記録等）

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - 一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第二項から第五項までの規定は、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、第四項中「第二項」とあるのは「第六項において準用する第二項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、第五項中「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この府令の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

第3章 適正な施設等運営のために

特定子ども・子育て支援施設等が、子ども・子育て支援法の趣旨に沿って適切な運営をするためには、子ども・子育て支援法及び運営基準並びにこども家庭庁通知等をよく理解し、遵守しなければなりません。

市としては、適切な施設等利用給付が行われるよう情報提供等を行っていきたいと考えております。今後とも、子どもを養育している方に対し、必要な支援を行っていただくとともに、一人一人の子どもが健やかに成長できるよう支援を行っていただきますようお願いいたします。